

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針（6. 課外活動）

2021.5.11

レベル	具体的な活動	施設の利用		通常の課外活動	新入生勧誘活動	イベント等
		屋外施設	屋内施設			
0	通常通り	○	○	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止措置に留意	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能	・感染防止措置(※)の上で、勧誘活動が可能	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能
2	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能 ・球技における1対1など近距離で接触する活動、近距離で行う楽器演奏等の実施については、感染防止対策を徹底した上で、練習方法を工夫する ・当該活動は短時間とする（活動開始から3時間以内とし、19時までに終了する） ・活動終了後は、速やかに帰宅する	・感染防止措置(※)を講じた上で、屋外での勧誘活動は可能 ・屋内施設でも密閉空間、密集場所、密接場面にならないければ、感染防止措置(※)を講じた上で、見学程度は可能	・イベント、大会、試合、練習等は、実施規模、内容の見直しを検討の上で、実施可能 ・合宿は徹底回避(*1) ・学外への施設貸し出しの中止
会食を伴うものや密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は徹底回避						
3	感染防止措置を遵守しながら、キャンパス内外における活動において、「三つの密」を回避し活動可【制限あり】(*3)	○	○	・感染防止措置等(※)の上で、全ての施設で活動が可能 ・練習内容 感染リスクの高い行動（密集、近距離で組み合う接触や発声を伴う活動）を回避し、呼気が激しくならない軽度の運動やミーティング時のマスク着用を徹底する。 ・練習時間 平日の活動は週4日以内、活動開始から2時間以内とし、19時までに終了する。 土日の活動は最終学年を含むチームで次につながる大会・コンクール等があるサークル等のみ練習可能。（ただし、いずれか1日のみ、3時間以内） ・活動終了後は、速やかに帰宅する ・練習前後の会食禁止、マスク着用を徹底。	全ての新入生勧誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	・イベント等は、実施規模、内容の見直しを検討した上で、日帰りを基本に活動可能。 ただし、緊急事態措置区域等への移動は自粛(*2) ・合宿は中止 ・県内外を問わず、他校とのイベント、練習試合等は原則禁止（真に必要な場合は、学生支援課に相談する） ・公式戦は、主催者の感染防止対策を遵守した上で参加可能。参加した場合は、帰宅した日から2週間の自宅待機を要する。(*2) ・学外への施設貸し出しの中止
会食を伴うものや密閉空間、密集場所、密接場面となる行事等は中止						
4	全面活動停止	×	×	全ての活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	全ての新入生勧誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止	・イベント、大会、試合、練習、合宿等は原則中止(*2) ・学外への施設貸し出しの中止

*1： 他団体と交流する場合は、十分な感染対策を講じた上での実施であれば、交流することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）
各競技協会、連盟等が主催するイベント、大会、試合については、実施が決定され、参加せざるを得ない場合、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、参加することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）
この場合又は懸念が生じる場合には、原則2週間前までに学生支援課に相談すること。

*2： 各競技協会、連盟等が主催するイベント、大会、試合については、実施が決定され、参加せざるを得ない場合、主催者側の指示する感染防止措置を講じた上で、参加することは可能。（但し、飲食等を含む交流は除外）
この場合又は懸念が生じる場合には、原則2週間前までに学生支援課に相談すること。
なお、参加した場合は、帰宅した日から2週間、自宅待機を要する。

*3： 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和3年5月11日付「大学等高等教育機関における部活動の制限等の方向性（案）」 現「まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえた学校運営について」に従い制限

※感染防止措置等

- 密閉空間、密集場所、密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること。
 - ・更衣室等を利用する場合は、一度に全員が利用し「密」の状態を作り出すことがないように利用すること。
 - ・活動の内容についても、接触や飛沫感染の危険があるものは避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
 - ・運動時等、活動を行う上で支障がある場合を除き、マスク着用をすること。
 - ・人数の多い部は、小人数のグループに分ける工夫をすること。
 - ・屋内施設を利用する場合、可能な限り常時換気するとともに、「密」の状態を作り出すことがないように努めること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気を心がけること。
- 人との距離を最低1m（できるだけ2m）確保（運動時は2m以上を確保）すること。
- 毎日の検温に努め、発熱（37.5℃以上又は平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。
発熱時の課外活動は禁止。症状消失を自身で2日間確認した後、活動に参加することは可能。（濃厚接触者を除く）
- 共用物品は消毒液等を使用して拭き、活動前後は手洗いを徹底すること。
- 消毒液（屋内施設入口に設置する手指消毒液を除く。）等の用意は、各団体で行うこと。
- 「課外活動感染症対策計画書」を作成し学生支援課へ事前に提出すること。毎回活動時には「参加者名簿」を作成し保管すること。
- 課外活動への影響を回避するため、日常生活においても大人数での会食を控えるなど、感染防止対策をとること。
- 基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に付けること。

課外活動Q & A（令和3年5月11日現在）

コロナ禍における課外活動について、よくある質問をまとめてありますので、ご利用ください。
また、何か不明な点があれば、学務部学生支援課までご相談ください。

Q1 全ての新入生勧誘活動の中止とありますが、なんとか勧誘活動ができないでしょうか？

A SNS等ネット上での活動は可能ですが、不特定多数へのビラ配布や、声掛け等の対面による勧誘活動は中止です。このため、歩いている新入生に声をかけてチラシを渡す行為、新入生ガイダンス終了後、外で待ち受け声をかけるなどの行為は禁止です。

サークル等のチラシは、大学会館1階に紹介コーナーを設けてあります。また、岐阜大学HPの課外活動ページにチラシを掲載し、1年生に案内しております。チラシ掲載依頼は学務部学生支援課までお願いします。

SNS等やチラシ等を見て、新入生から見学したいなどとアクションがあった場合は、感染防止対策を行った上で、通常の課外活動時間に見学や活動に参加してもらうことは可能です。その際には、参加者氏名等記録を残してください。

Q2 通常の課外活動欄（活動指針レベル3）に記載の、次につながる大会・コンクールとはどんなものですか？

A 全国大会へつながる県大会、東海大会などになります。（岐阜県発表のガイドラインによる）

Q3 土日にも活動したい

A 5月31日までは、「最終学年を含むチームで次につながる大会等があるサークル等」のみ練習可能となります。すなわち勝ち進んでいるサークルのみ活動可能で、その他のサークルについては土日の活動ができません。練習を行う必要がありましたら、学生支援課窓口までお越しください。事情をお聞きした上で、活動許可申請書を渡しますので提出してください。

ただし、土日のうちいずれか1日のみで3時間以内とします。（岐阜県発表のガイドラインによる）

Q4 合宿、遠征、対外試合、演奏会、ライブ、イベントへ参加したい。

A 活動レベル3は、イベント、演奏会、ライブ等は日帰りのみ実施可能となっていますが、緊急事態措置区域等への移動を伴うものについての参加は自粛してください。合宿は禁止です。5月31日までは、県内外を問わず、他校との練習試合は原則禁止です。

公式戦は、実施が決定され、参加せざるを得ない場合、昇段試験やリーグ戦などに関わる場合は、主催者の感染防止対策を遵守した上で参加は可能です（岐阜県発表のガイドラインによる）。参加する場合は、2週間の自宅待機（*）を要します。遠征・合宿等届、参加者名簿、計画表、課外活動感染症対策計画書、所属協会・連盟における大会においての感染防止措置に関する資料を、学務部学生支援課窓口へ提出してください。

Q 5 大会に出場する場合、必ず2週間の自宅待機は必要ですか？ その間の授業は欠席するのですか？

A 現在の活動レベルにおいて大会等に参加した場合は、医学的根拠（*）により必ず2週間の自宅待機は必要です。

授業に関しては、あらかじめ保健管理センターに依頼すれば、2週間自宅待機を要する旨の証明書（配慮依頼の記載あり）を作成していただけます。専門科目は所属学部等の学務係、全共科目については全学共通教育事務室に提出してください。どのように配慮してもらえるかは授業担当教員によります。

Q 6 公式試合の参加について、サークル内で意見が分かれて困っています。どうしたらいいですか？

A まずは顧問の先生と相談してください。不明な点があれば、学生支援課に相談してください。

Q 7 コロナへの感染や2週間の自宅待機中の授業の遅れが心配なので、大会の参加を諦めました。参加登録費を支払ってしまったのですが、どうなりますか？

A 本学では、毎年、「課外活動支援事業」として、サークル等の学生団体に出場する大会等の参加費や演奏会の会場費等を支援することができますので、「課外活動支援事業」を申請してください。

Q 8 「課外活動支援事業」にはどのように申請するのですか？

A 6月頃、全学の学生団体（医学部の学生団体は対象ではありません）に連絡ボックス及び連絡担当者あてメールで通知します。申請期限までに提出のあったものについて審査し、8月頃決定します。

各団体学生による立替払で、2月までに領収書等（コピー不可）の根拠資料を提出することにより支払手続きを行いますので、領収書等を紛失しないようにしてください。

Q 9 動物の世話をしないといけません。土日の活動も認めてもらえませんか？

A 馬術部やねこサークル、環境サークルなど、動物・植物を対象としたサークル等については、感染防止対策を徹底し、必要最小限の活動、時間、人数で動植物の世話をすることは可能です。その場合は、学務部学生支援課まで連絡してください。

（*）病原体に感染してから初発症状が発現するまでの期間として、14日間必要です。
たとえ、自分自身が無症状だとしても、14日間は周囲に感染させることがあり得るとの報告があります。2週間の自宅待機は、保健管理センターと協議の上、決定しています。